

東北学院震災復興対策委員会

目的

- 1、学校法人東北学院の施設・設備等復旧に関する事項。
- 2、被災学生の修学に関する経済的支援事項。
- 3、被災教職員に対する経済的支援事項。

対策委員会

1	委員長	理事長	平河内 健治
2	副委員長	学院長・学長	星宮 望
3	委員	総務担当常任理事	宮城 光信
4	委員	財務担当常任理事	関谷 登
5	委員	人事担当常任理事	柴田 良孝
6	委員	法人事務局長	高橋 清昭
7	委員	学務担当副学長	斎藤 誠
8	委員	法学部長	高木 龍一郎
9	委員	中学校・高等学校長	永井 英司
10	委員	榴ヶ岡高等学校長	久能 隆博
11	陪席	総務部長	日野 哲
12	陪席	財務部長	高橋 秀悦
13	陪席	庶務部長	佐藤 範明
14	陪席	施設部長	佐々木 文彦
15	陪席	庶務課長	斎藤 英夫
16	陪席	人事課長	若生 克義
17	陪席	財務課長	駒板 高明

委員会開催日程

3月 30日 (水)	常務理事会終了後	1号館 6階会議室
4月 6日 (水)	13:00	1号館 6階会議室
13日 (水)	常務理事会終了後	1号館 6階会議室
20日 (水)	理事会終了後	1号館 6階会議室
27日 (水)	常務理事会終了後	1号館 6階会議室

平成23年3月28日

学校法人東北学院

理事長 平河内 健治 殿

学校法人東北学院

財務担当常任理事 関谷 登

(公印省略)

東北関東大震災からの復興に向けた基本方針について (上申)

標記の件について、学校法人東北学院理事会において、ご審議下さるよう上申いたします。

記

添付文書

東北関東大震災からの復興に向けた基本方針 (案)



平成 23 年 3 月 30 日

東北関東大震災からの復興に向けた基本方針

学校法人東北学院理事長
平河内 健治

平成 23 年 3 月 11 日午後、突然発生した東北関東大震災では多くの尊い人命が奪われました。本法人においても、学生本人のみならず、学生・教職員のご家族にも死亡・行方不明者が出ていますし、各設置学校の建物・構築物等も大きな被害を受けています。

学校法人東北学院では、各設置学校の教育研究活動を一日も早く回復させ、軌道に乗せられるよう最大限の努力をする所存です。

今後本格的な復旧に向けて、現地調査等を通じて正確な被害額の把握を行うことになります。この調査は、今後の予算措置を実質的に決定する重要な調査ですから、各設置学校においては、その対応に万全を期していただきたいと思います。

このことを踏まえ、緊急時の対応として（1）応急仮設校舎等の建設及び被災を受けた校舎等の修繕、（2）機器備品等の取替え、（3）授業料の減免措置等の特別措置を実施することを予定しています。一方、これらの施策を速やかに実行するためには多額の費用を伴うこと、また、入学辞退者、休・退学者の増加による学生生徒等納付金の減収が予想されることから、学校法人東北学院理事会は「東北関東大震災からの復興に向けた基本方針」を決定し、平成 23 年度予算示達額の一部を削減・凍結し復興財源に充当することといたしました。なお、予算示達額の削減・凍結には教育研究に関わる事項も当然含まれますことを申し添えます。

学校法人東北学院では、こうした状況に鑑み、速やかに（暫定）補正予算編成に着手いたします。ご不便をおかけいたしますが、ご協力のほどお願ひいたします。

記

I 施設・設備

各部門の教育・研究活動の再開を最優先課題とし、以下の方針に基づき施設・設備の復旧を図る。

1. 平成 23 年度予算の「施設関係支出」については、原則として予算執行を凍結する。
2. 被災した建物・構築物等の復旧は、優先順位を設定し、授業再開予定期日までに計画的に工事を実施する。建物・構築物等の損傷の度合いに鑑み、授業運営のための環境整備及び学生支援業務の再開を最優先課題とする。

II 学生・生徒等の支援

罹災した学生・生徒等の経済的支援、メンタルケア及び就職支援を積極的に行う。経済的支援については、本学院自体が被災者であり、一法人としての支援には限界があるが、既存の奨学金の支給基準及び支給対象を見直し、緊急性に応じた支援を行う。メンタルケアについては、これまで以上にカウンセラー（臨床心理士）を加配する。就職支援については、学生の主要な就職先である東北地方の被害が甚大であることから、より効果的な就職支援のあり方を早急に再構築し、関係者に支援を要請する。

III 教育研究経費・管理経費

予想される財政的逼迫に対応するため、各部門においては以下の方針に従って予算を執行する。

1. 平成 23 年度予算示達額の 10%以上(2000 万円以上の予算単位においては 20%以上)の予算執行を凍結する。
2. 学校法人全体として、委託費等の見直し、光熱費等の徹底した削減により、教育研究経費・管理経費の 20%削減(平成 23 年度予算示達額比)を目指す。

IV 人件費

上記の事業の実施及び財政状況に鑑み、支出の 50%以上を占める人件費についても今後削減の対象とせざるをえない状況も予想される。しかしながら、教職員の被災状況も一様ではないことから慎重な取り扱うものとする。

V (仮称)五橋キャンパス整備計画

今回の大震災による被災状況から判断して、当面、授業再開のための環境整備に可能な限り財源や人的資源を傾注せざるをえない。そのため、「整備計画」については、円滑な授業運営の見通しが確認できた段階で、改めて見直しの作業を開始する。

VI 広報活動

学生・生徒等、保護者（保証人）、同窓生を始めとして多くの関係者が、東北学院の現状と今後について注視していると思われる所以、これまで以上に情報発信の必要性が高まっている。特に平成23年度は、東北学院の現状を踏まえた理事長、学院長、大学長、中学校・高等学校長、榴ヶ岡高等学校長、幼稚園長からのメッセージを定期的に発信する必要がある。

平成 23 年 3 月 28 日

学校法人東北学院

理事長 平河内 健治 殿

学校法人東北学院

財務担当常任理事 関谷 登

(公印省略)

東北関東大震災：平成 23 年度予算執行等に関する基本方針について（上申）

標記の件について、学校法人東北学院理事会において、ご審議下さるよう上申いたします。

記

添付文書

東北関東大震災：平成 23 年度予算執行等に関する基本方針（案）



東北関東大震災：平成 23 年度予算執行等に関する基本方針（案）

学校法人東北学院は、「東北関東大震災からの復興に向けた基本方針」に基づき、本法人の復興をより速やかに行なうために、この「東北関東大震災：平成 23 年度予算執行等に関する基本方針」を決定する。

記

I 予算執行及び補正予算編成（各部門共通）

1. 東北関東大震災が学生・生徒・園児及びその保護者（保証人）等に及ぼした被害の大きさに鑑み、平成 24 年度の学生生徒等納付金は改定しない。
2. 従来、前年度決算書の公表後には、学生生徒等納付金改定資料等の作成にあたってきたが上記の理由により、今年度はこの作業を行なわない。
3. 今年度は、決算書公表後には、本学院の復興に向けた「（暫定）補正予算」の編成作業に入る。
4. 上記 3 に関しては、7 月開催予定の理事会・評議員会において議題に付されるものとする。
5. 学校法人東北学院寄附行為施行細則第 7 条第 2 項第 2 号により、常務理事会には「予算外支出のうち、1 件当たり 5 千万円以下の事項」が委任されている。今回、教育研究活動の再開を最優先にするために、理事会・評議員会を可能な限り速やかに開催し、予算外支出のうち「1 件当たり 5 千万円以上の事項」についても、平成 23 年度の東北関東大震災の復旧事業に限定し、細則第 7 条第 2 項第 2 号の例外とすることの承認を得るものとする。例外扱いとなった 5 千万円以上の復旧事業については、7 月開催予定の理事会・評議員会において承認を得るものとする。

II 施設（各部門共通）

1. 平成 23 年度予算の「施設関係支出」については、原則として、予算執行を凍結する。
2. 教育研究活動を速やかに再開するために、東北関東大震災により損壊した施設設備等（建物、構築物、教育研究用機器備品等）の復旧に最大限の努力をする。
3. 施設設備等の復旧は、優先順位の高い順（授業運営、本部機能、学生・生徒等の支援、キリスト教、研究、一般事務、課外活動に関する施設の順）に実施することを、原則とする。
4. 上記の施設設備等の発注・契約は、復旧を可能な限り早くするために、発注金額の多寡によらず、随意契約とすることを認めることとする。

III 学生支援（大学部門）

1. 東北関東大震災によって罹災した学生の経済的支援（学生納付金の減免）を積極的に行う。
2. 学生に対する経済的支援（学生納付金の減免）は、東北関東大震災による被災の大きさを考慮して決定する（別紙参照）。
3. これを実行可能にするために、従来の給付奨学金や緊急給付奨学金の支給基準・支給対象等の見直しを行う。例えば、「主たる家計維持者の失業等を対象としたもの」から「地震に起因する家計維持者の失業・自営業廃業等を対象としたもの」に重点を移すなどの見直しを行う。
4. 被災学生に対する十分なメンタルケアを行うとともに、被災学生の就職活動についても積極的に支援していく。
5. 中学校・高等学校部門、榴ヶ岡高等学校部門及び幼稚園部門においても、上記の各項目の趣旨を踏まえ、生徒・園児の支援を行うものとする。

IV 人件費（各部門共通）

1. 人件費については、人事委員会及び人事会議において検討するものとする。
2. 人事院勧告の水準は、可能な限り維持する。

V 教育研究経費・管理経費（法人事務局部門・大学部門）

1. 上記Ⅱ、Ⅲによる巨額の支出増に対応するために、予算単位ごとに、平成23年度予算示達額（物件費・人件費）の10%以上（2000万円以上の予算単位においては20%以上）の予算執行を凍結する。平成23年度においては、大学の個人研究費等についても、この例外ではなく、10%以上の予算凍結の対象となりうる。
2. 上記を実行可能するために、新しい学内統一基準と予算単位ごとの削減目標概算枠を提示するので、各予算単位において自発的に事業仕分けを行い、概算枠以上の削減を行うことを前提として、「（暫定）補正予算」の編成作業を展開していく。
3. 学校法人全体としては、委託費等の見直し、光热水費等の徹底した削減により、教育研究経費・管理経費の20%削減（平成23年度予算示達額比）を目指す。
4. 中学校・高等学校部門、榴ヶ岡高等学校部門及び幼稚園部門においては、上記の各項目の趣旨を踏まえ、教育研究経費・管理経費のより一層の節減を行うものとする。

VI その他（各部門共通）

1. 東北関東大震災により被災した学校施設の復旧事業については、激甚災害指定により、文部科学省の補助対象事業となったので、関係部局において遗漏ないよう対応すること。
2. 被災学生に対する経済的支援（学生納付金の減免）についても、文部科学省等の補助対象事業となる可能性があるので、関係部局において遗漏ないよう対応すること。

(別紙)

罹災学生に対する救済措置（授業料の減免措置）の前例

主たる家計維持者に関して

行方不明	授業料 1年分	(岩手・宮城内陸地震 2008年)
家屋全壊	授業料半期分の 50%	(宮城県北部連続地震 2003年)
家屋半壊	授業料半期分の 30%	(宮城県北部連続地震 2003年)
家屋一部損壊	見舞金（3万円）	(上記の 2つの地震 2008・2003年)

東北関東大震災罹災学生に対する授業料減免措置（案）

主たる家計維持者に関して

死亡・行方不明	授業料 1年分の免除
家屋全壊・流出	授業料半期分（新入生 後期分、2年生以上 前期分）の免除
家屋半壊	授業料半期分（新入生 後期分、2年生以上 前期分）の 50%の減免
家屋一部損壊	今回は、見舞金はなし
津波による床上浸水	見舞金（3万円）
津波による床下浸水	今回は、見舞金はなし

なお、「死亡・行方不明」と「家屋全壊等」との二重の減免は行わない。

なお、家屋全壊（授業料の半期分の免除）、家屋半壊（授業料半期分の 50%の減免）は、「宮城学院女子大学」の減免措置と同じ措置である。

退学者・除籍者の増加

今回の大震災により、当初予算で見込んだ以上の相当数の学納金未払いの退学者（あるいは除籍者）が出ると思われる所以、学納金収入の減収は避けられない。

参考

学生本人に関しては、次のことが考えられる。

本人死亡	学生支出基準（学長弔辞、学長名の生花、香典 2万円）による。
本人行方不明	見舞金（3万円）

■ 罹災学生に対する救済措置(授業料の減免措置)における試算表

【平成23年度予算】

(予算)学生数	12,134	学部学生・大学院生(法務研究科含む)
(予算)授業料収入	¥8,754,287,000	
年間平均授業料	¥721,000	

【学生救済を重視した場合の試算】

罹災状態	予想割合	予想人数	救済措置	減免総額
死亡・行方不明	0.2%	24	授業料1年分免除	¥17,304,000
家屋全壊	2.0%	243	授業料半期分の免除	¥87,601,500
家屋半壊	2.0%	243	授業料半期分の50%減免	¥43,800,750
(未納)退学者增加分	1.0%	121		¥87,241,000
			合計	¥235,947,250

【過去の事例を基に試算】

罹災状態	予想割合	予想人数	救済措置	減免総額
死亡・行方不明	0.2%	24	授業料1年分免除	¥17,304,000
家屋全壊	2.0%	243	授業料半期分の50%減免	¥43,800,750
家屋半壊	2.0%	243	授業料半期分の30%減免	¥26,280,450
(未納)退学者増加分	1.0%	121		¥87,241,000
			合計	¥174,626,200

平成 23 年 3 月 28 日

学校法人東北学院

理事長 平河内 健治 殿

学校法人東北学院

財務担当常任理事 関谷 登

(公印省略)

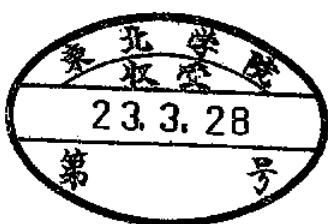
東北関東大震災：学生納付金等の納入に関する本学の対応について（上申）

標記の件について、学校法人東北学院理事会において、ご審議下さるよう上申いた
します。

記

添付文書

東北関東大震災：学生納付金等の納入に関する本学の対応（案）



平成 23 年 3 月 28 日

東北関東大震災：学生納付金等の納入に関する本学の対応（案）

東北学院大学

1 入学手続きに関する措置

(1) 前期入試において延納手続きを行っている者に対する措置

前期入試において延納手続きを行っている者の学生納付金の納入期限日を平成 23 年 3 月 25 日と定めていたが、この期限日までに申し出があった者に対して、平成 23 年 4 月 28 日まで学納金等の納入を延期する措置を講じた。

(2) 後期入試の入学手続きに関する措置

後期入試の入学手続き期限日を平成 23 年 3 月 25 日と定めていたが、この期限日までに申し出があった者に対して、平成 23 年 4 月 8 日まで学納金等の納入を延期する措置を講じた。

2 入学時期に関する措置

入学手続きを完了している者が、諸般の事情により、平成 24 年度に入学を希望する場合には、これを認める措置を講じた。

3 入学辞退者に対する対応

これまでには、平成 23 年 3 月 31 日までに入学辞退を申し出た者に対しては、授業料、施設設備資金、実験実習料を返還していたが、下記の措置を講じた。

- (1) 入学予定者本人・主たる家計維持者が死亡・行方不明の場合、入学金を含めた学生納付金を返還することとした。申し出期限日は、1 年延長し、平成 24 年 3 月 31 日とした。
- (2) 家屋の全壊・半壊・流出及び津波による浸水等の罹災にあった者から、入学辞退の申し出があった場合、入学金を含めた学生納付金を返還することとした。申し出期限日は、1 年延長し、平成 24 年 3 月 31 日とした。
- (3) 東北関東大震災について沿岸部の罹災者及び特に考慮すべき事項がある罹災者から、入学辞退の申し出があった場合、申し出を受ける期限日を前期定期試験終了日まで延長するとともに、入学金を除いた学生納付金を返還することとした。

4 授業料の減免措置等

平成 23 年度入学生を含む、下記に該当する学生に対して、授業料の減免措置等を講じることとした。

- (1) 主たる家計維持者が死亡・行方不明の場合、授業料 1 年分を免除することとした。
- (2) 主たる家計維持者の家屋全壊・流出の場合、授業料半期分（新入生は後期分、2 年生以上は前期分）を免除することとした。
- (3) 主たる家計維持者の家屋半壊の場合、授業料半期分（新入生は後期分、2 年生以上は前期分）の 50% を免除することとした。
- (4) 主たる家計維持者の家屋が津波により床上浸水した場合、見舞金を支給することとした。

5 学生納付金の納入期限日に関する措置

本学では、関係する規程等により、前期の学生納付金の納入期限日を 5 月 14 日と定めているが、平成 23 年度においては、すべての学生を対象にその期限日を 8 月 1 日まで延長することとした。

6 その他

平成 22 年度において学生納付金未納により除籍となった者の復籍の手続き期限日を平成 23 年 3 月 31 日と定めていたが、沿岸部の罹災者及び特に考慮すべき事項がある罹災者については、その期限日を平成 23 年度の科目登録日まで延長することとした。

（参考） 入学手続き完了者（罹災者）が取りうる選択（肢）について

- (1) 平成 23 年度入学を選択： 上記 4 による「授業料の減免措置」が講じられる。
- (2) 平成 23 年度入学を辞退： 上記 3 により、入学辞退に対応する。
- (3) 平成 24 年度入学を選択： 上記 2 により、平成 24 年度入学が可能となる。
- (4) 平成 24 年度入学を選択の後、入学辞退： 上記 3 により、入学辞退に対応する。

平成23年3月28日

学校法人東北学院
理事長 平河内 健治 殿

学校法人東北学院
募金委員会委員長 平河内 健治
(公印省略)

学校法人東北学院「特定公益増進法人に関する証明書」の申請に
係る寄付金募集要綱の一部変更について（上申）

標記の件について、学校法人東北学院理事会において、ご審議下さるよう上申いた
します。

記

添付文書

学校法人東北学院「特定公益増進法人に関する証明書」の申請に
係る寄付金募集要綱の一部変更（案）（新旧対照表）



新旧対照表（案）

○「特定公益増進法人に関する証明書」の申請に係る寄付金募集要綱

新（修正案）	旧（現行）
1 寄付金の募集目的及び使途 目的 平成23(2011)年度に創立125周年を迎える学校法人東北学院は、明治19(1886)年に、キリスト教牧師押川方義とアメリカ合衆国宣教師W. E. ホーイの両氏によって仙台に創立された。 これまで「地の塩、世の光」、「LIFE・LIGHT・LOVE」を建学の精神とした人格教育に努め、15万人を超える卒業生を輩出してきた。これを学都仙台における本学院の功績と自負し、更に、良質かつ高度な教育・研究による優れた人材育成を果たすことが使命と考えている。 この崇高な本学院の旨みを将来に亘り維持するには、新しい時代の要請に十分に対応できる教育・研究条件の整備・充実は当然のことであるが、東北関東大震災で被災を受けた学内諸施設の速やかな復興と強力な学生支援が不可欠であるため、下記の事業を計画した。	1 寄付金の募集目的及び使途 目的 平成23(2011)年度に創立125周年を迎える学校法人東北学院は、明治19(1886)年に、キリスト教牧師押川方義とアメリカ合衆国宣教師W. E. ホーイの両氏によって仙台に創立された。 これまで「地の塩、世の光」、「LIFE・LIGHT・LOVE」を建学の精神とした人格教育に努め、15万人を超える卒業生を輩出してきた。これを学都仙台における本学院の功績と自負し、更に、良質かつ高度な教育・研究による優れた人材育成を果たすことが使命と考えている。 この崇高な本学院の旨みが将来に亘り維持されるには、新しい時代の要請に十分に対応できる教育・研究条件の整備・充実が不可欠であり、下記の2つの事業を計画した。
使途 創立125周年記念事業として計画する「東北学院大学新キャンパス整備事業」の事業費および「東北学院奨学生基金」に充当するとともに、震災で被災した学内諸施設の復興費用と罹災学生の支援資金に充当する。	使途 創立125周年記念事業として計画する「東北学院大学新キャンパス整備事業」の事業費および「東北学院奨学生基金」に充当する。
2 寄付金の募集目標額並びにその募集の区域及び対象 募集目標額 10億円 募集区域 地元宮城県の他、広く全国から募集する。 募集対象 上述の募集目的、本学院の教育理念と実践に共鳴していただける一般個人・法人、職員、同窓生、在校生、ご父母等を対象とする。	2 寄付金の募集目標額並びにその募集の区域及び対象 募集目標額 10億円 募集区域 地元宮城県の他、広く全国から募集する。 募集対象 上述の募集目的、本学院の教育理念と実践に共鳴していただける一般個人・法人、職員、同窓生、在校生、ご父母等を対象とする。
3 寄付金の募集期間 平成21(2009)年8月1日～ 平成26(2014)年7月31日	3 寄付金の募集期間 平成21(2009)年8月1日～ 平成26(2014)年7月31日
4 募集した寄付金の管理方法 学校法人東北学院理事長名義の募金専用口座を金融機関に設け、学校法人会計基準にしたがって処理する。但し、入学に関する寄付金は除く。	4 募集した寄付金の管理方法 学校法人東北学院理事長名義の募金専用口座を金融機関に設け、学校法人会計基準にしたがって処理する。但し、入学に関する寄付金は除く。
5 寄付金の募集に要する経費 総額10,500,000円 (内訳) 募集要綱等印刷費2,000,000円 郵送料6,500,000円 旅費1,000,000円 募金趣意書等作成委託費 1,000,000円	5 寄付金の募集に要する経費 総額10,500,000円 (内訳) 募集要綱等印刷費2,000,000円 郵送料6,500,000円 旅費1,000,000円 募金趣意書等作成委託費 1,000,000円

平成 22 度 第 29 回 常務理事会議事録

日 時：平成 23 年 3 月 30 日（水） 13:00～14:30

場 所：1 号館 6 階会議室

出席理事：平河内健治 星宮 望 宮城光信 関谷 登 柴田良孝 斎藤 誠 高木龍一郎
久能隆博 永井英司 高橋清昭 以上 10 名（定足数 7 名）

欠席理事：

陪席理事：三島卓郎 渡邊克彦

事 務 局：佐藤範明 高橋秀悦 日野 哲 佐々木文彦 斎藤英夫 若生克義 駒板高明

議案及び審議経過

1. 東北学院震災復興対策委員会の設置

…説明：佐藤庶務部長 別紙資料に基づき説明があり、原案に対策委員会の陪席者を委員とする
よう修正を加える事で承認された。なお、常務理事会と同じメンバーであることから本委員会
の決定を持って執行するが、直近の常務理事会の議案として承認の手続を取る事も併せて承認
された。

